

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和6年10月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付に係る事務を行う。 (1)身体障害者手帳交付申請書の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務 (2)身体障害者手帳の返還に関する事務 (3)身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 (4)身体障害者手帳の保持者が氏名および居住地を変更した場合の届出の受理、審査、届出に対する応答に関する事務 (5)身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳(身体障害者福祉法施行令第9条)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】なし 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、18、20、25、37、42の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神奈川県立総合療育相談センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	神奈川県政策局政策部情報公開公聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3720 神奈川県立総合療育相談センター 地域企画課 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話 0466-97-2032
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	神奈川県立総合療育相談センター 地域企画課 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話 0466-97-2032
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、複数人の確認を徹底した上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	神奈川県情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、以下のような対策を行っている。 ・特定個人情報を含む書類やメモリは、施錠できるキャビネットに保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、廃棄した記録を保存すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月29日	II. 1. 対象人数	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	II. 2. 取扱者数	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	I. 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課	事後	組織再編
令和1年6月27日	I ④ ②法令上の根拠	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号口・第4号口、第11条第1号口・第3号、第12条第1号へ・第2号木・第4号ト・第5号・第6号木・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号・第5号ハ・第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号口・第2号口・第3号イ、第55条第1号ト・第5号イ・第6号二、第10号ハ、第59条の2第1号ト・第2号～第5号各号	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号口・第4号口、第11条第1号口・第3号、第12条第1号へ・第2号木・第4号ト・第5号・第6号木・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号口・第2号口・第3号イ、第55条第1号ト・第5号イ・第6号二、第11号ハ、第59条の2第1号ト・第2号～第5号各号	事後	時点修正
令和1年6月27日	II 2 対象人数	平成30年4月31日 時点	平成31年4月2日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	II 2 取扱人数	平成30年4月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	牧野 ゆり子	所長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IVリスク対策		記載のとおり	事後	様式改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	I 4 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条7号 別表第二 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、 28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の 項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、 108の項、116の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第9条第1号口・第4号口、第11条第1号口・ 第3号、第12条第1号へ・第2号木・第4号ト・第 5号・第6号木・第8号ト、第14条第1号イ・第2 号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号 イ・第3号・第22条第1号イ・第2号～第11号各 号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第 29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・ 第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第6号イ、第42条 第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第 1号口・第2号口・第3号イ、第55条第1号ト・第 5号イ・第6号二、第11号ハ、第59条の2第1号 ト・第2号～第5号各号</p>	<p>・番号法第19条7号 別表第二 10の項、14の項、15の項、16～2の項、20の 項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の 項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85 の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第9条第1号口、第11条第1号口、第12条第1 号へ・第2号木・第4号ト・第5号・第6号木・第8 号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号 イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条 第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号 イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30 条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号 イ・第5号ハ・第6号イ、第42条第1号、第43条 の4第1号イ、第2号、第53条第1号口・第2号 口・第3号イ、第55条第1号ト・第5号二、第9号 口、第59条の2第1号へ・第2号～第4号各号</p>	事後	時点修正
令和2年10月14日	II 1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月27日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	II 2 取扱人数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月27日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月18日	I 4 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条7号 別表第二 10の項、14の項、15の項、16—2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号口、第11条第1号口、第12条第1号へ・第2号木・第4号ト・第5号・第6号木・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号口・第2号口・第3号イ、第55条第1号ト・第5号二、第9号口、第59条の2第1号へ・第2号～第4号各号</p>	<p>・番号法第19条7号 別表第二 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号口、第11条第1号口、第12条第1号ト・第2号へ・第4号ト・第5号・第6号へ・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ハ・第2号口・第3号イ、第55条第1号ト・第6号二、第11号ハ・第59条の2第1号ト・第2号～第5号各号・第6号ト・第7号～第12号各号</p>	事後	時点修正
令和3年8月18日	II 2 対象人数	令和2年3月27日時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	II 2 取扱人数	令和2年3月27日時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 4 ②法令上の根拠	・番号法第19条7号 別表第二	・番号法第19条8号 別表第二	事前	時点修正
令和4年7月8日	I 7 請求先	電話 0466-84-5700	電話 0466-97-2032	事後	時点修正
令和4年7月8日	I 8 連絡先	電話 0466-84-5700	電話 0466-97-2032	事後	時点修正
令和4年7月8日	I 4 ②法令上の根拠	<p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号口、第11条第1号口、第12条第1号ト・第2号へ・第4号ト・第5号・第6号へ・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ハ・第2号口・第3号イ、第55条第1号ト・第6号二、第11号ハ・第59条の2第1号ト・第2号～第5号各号・第6号ト・第7号～第12号各号</p>	<p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ハ・第11条第1号口、第12条第1号ト・第2号へ・第4号ト・第5号・第6号へ・第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第3号イ、第21条第2号イ・第5号イ、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第1号二・第3号二、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第6号ハ・第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ハ・第2号口・第3号イ、第55条第1号ト・第5号・第6号二、第11号ハ・第59条の2の2第1号ト・第2号～第5号各号・第7号ト・第8号～第12号各号</p>	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	II 2 対象人数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	II 2 取扱人数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	II 2 対象人数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	II 2 取扱人数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年10月18日	II 2 対象人数	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年10月18日	II 2 取扱人数	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年10月18日	I 3 法令上の根拠	・番号法第9条 別表第一 11の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	番号利用法別表20の項	事後	様式改正
令和6年10月18日	I 4 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】なし 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条8号 別表第二 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ハ、第11条第1号口、第12条第1号ト・第2号ヘ・第4号ト・第5号・第6号ヘ・第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第3号イ、第21条第2号イ・第5号イ、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第1号ニ・第3号ニ、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第6号ハ・第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ハ・第2号口・第3号イ、第55条第1号ト・第5号・第6号ニ、第11号ハ、第59条の2の2第1号ト・第2号～第5号各号・第7号ト・第8号～第12号各号	【情報照会の根拠】なし 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、18、20、25、37、42の項	事後	様式改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月18日	IV 8 人手を介在させる作業 (新規項目)		【判断の根拠】マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、複数人での確認を徹底した上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和6年10月18日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策 (新規項目)		<p>【判断の根拠】神奈川県情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、以下のような対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類やメモリは、施錠できるキャビネットに保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、廃棄した記録を保存すること。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	